

生徒減少期に対応した県立高等学校教育の
充実・発展に資する対策について
(中間まとめ) 《案》

平成24年3月21日

佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会

目次

	頁
はじめに	1
I 県立高等学校の現状と課題	
1 生徒減少の状況	2
2 県立高等学校の配置状況	
(1) 全日制課程	3
(2) 定時制・通信制課程	4
II 再編整備審議会答申及び再編整備第一次実施計画・第二次実施計画	
1 再編整備審議会答申	5
2 再編整備第一次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況	5
3 再編整備第二次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況	7
III 生徒減少期に対応した県立高等学校再編の基本的な考え方	
1 生徒減少期に向けた対応の必要性	8
2 県立高等学校の望ましい規模と再編基準	
(1) 県立高等学校の望ましい規模	9
(2) 県立高等学校の再編基準	10
3 県立高等学校の適正配置	11
4 県立高等学校の通学区域	
(1) 再編整備審議会答申後の通学区域について	11
(2) 通学区域検討の必要性	11

はじめに

本審議会は、平成 23 年 11 月、県教育委員会教育長から「今後の更なる生徒減少期に対応した県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について」という諮問を受けた。

その際示された主な諮問事項は、

- 1 生徒減少期に対応した県立高等学校の望ましい規模、配置等について
- 2 生徒減少期に対応した県立高等学校の活性化について

である。

全国的に少子化が進むなかで、本県においても中学校の卒業者数は減少を続けている。近年では、平成 2 年をピークとして減少しており、今後 10 年間を見ると、平成 29 年度までの緩やかな減少傾向の後、平成 30 年度から平成 32 年度にかけて急激に減少する見込である。現在、県立高等学校においては、1 学年 120 人（3 学級）の高等学校が県全体の約 30% を占める状況にあり、今後の更なる生徒減少期を迎えるに当たって、現在の配置のままに対応していくと、学校の活力や教育効果などの面で、様々な課題が生じることが考えられる。

一方、グローバル化や社会経済の進展など教育を取り巻く社会の変化や生徒の多様化等に対応して、新しい時代を担う人材を育成する観点から、長期的・全県的な視野に立った特色ある学校づくりを推進し、高等学校教育の質的充実を図ることがこれまで以上に求められている。

こうしたことから、本審議会では、今後の生徒減や社会の変化を見据えた県立高等学校教育の充実・発展に資する対策、特に、生徒減少期に対応した県立高等学校の望ましい規模及び配置状況について、平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月までに、4 回の会議を開催し、議論を重ねてきた。

ここに、これまでの審議の結果を「中間まとめ」として公表する。

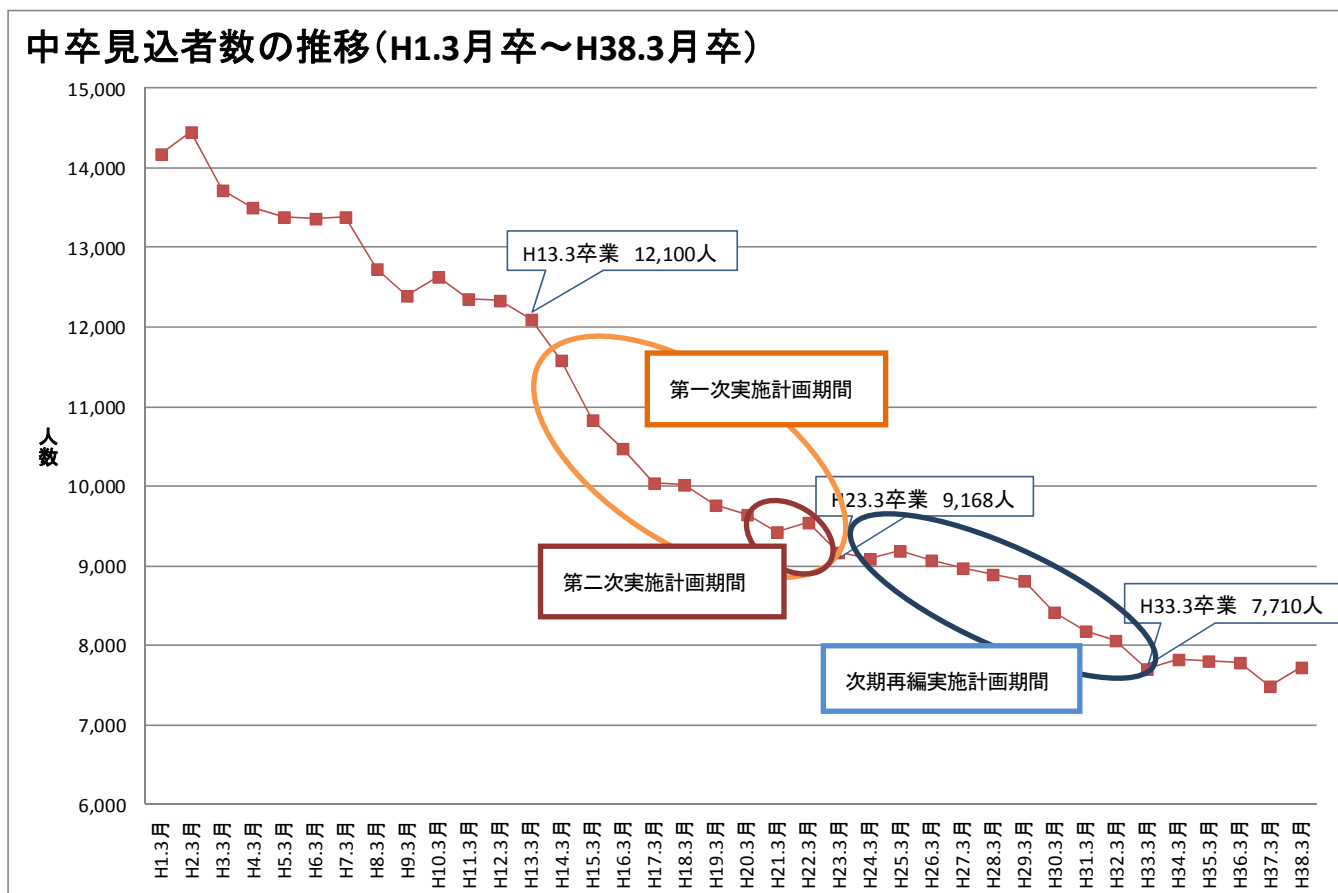
今後は、この「中間まとめ」を踏まえつつ、生徒減少期に対応した県立高等学校の活性化などについて、引き続き審議を尽くし、諮問に対する答申をとりまとめていく。

I 県立高等学校の現状と課題

1 生徒減少の状況

- 本県の中学校卒業生数は、平成2年3月の14,458人をピークとして、その後減少傾向を続けている。
- 平成22年度の中学校卒業生数(平成23年3月卒)は、9,168人であったが、これは、平成12年度の中学校卒業生数(平成13年3月卒)12,100人と比較して、2,932人(24.2%)の減少となっている。
- 今後の中学校卒業見込者数は、平成29年度(平成30年3月卒)までは緩やかな減少傾向が続くが、平成30年度(平成31年3月卒)から数年間にわたり、連続して大きく減少し、平成32年度の中学校卒業見込者数(平成33年3月卒：現在5歳)は、7,710人(平成22年度比1,458人・15.9%の減少)となる見込である。
- このような更なる生徒減少期を迎えるに当たって、現在の県立高等学校の配置のままで対応していくと、学校の規模が今以上に縮小し、学校の活力や教育効果等の面で、様々な課題が生じることが懸念される。

【参考】



2 県立高等学校の配置状況

(1) 全日制課程

平成 23 年度生徒募集定員による本県の県立高等学校の配置は、学科ごとに見ると、次のような状況となっている。

- 普通科は、4つの通学区域に分かれており、東部学区に3校、中部学区に5校、北部学区に3校及び西部学区に5校の合計16校が配置されている。
- 総合学科は、平成5年7月の佐賀県県立学校整備計画審議会の中間答申（「新しい時代に対応する県立学校の整備・振興計画について」）を踏まえ、県の4つの通学区域にそれぞれ1校ずつの合計4校が配置されている。
- 専門学科は、東部学区に2校、中部学区に4校、北部学区に3校及び西部学区に7校の合計16校が配置されている。

【参考】平成 23 年度県立高等学校の通学区域と配置（（ ）の数字は募集学級数）



平成23年度 大学科別 学校数・学級数一覧（全日制）

	東 部		中 部		北 部		西 部		合 計	
	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
※1 普通科	3	(15)	5	(34)	3	(15)	5	(24)	16	(88)
農 業 科			1	(3)	1	(2)	2	(6)	4	(11)
工 業 科	1	(6)	1	(7)	1	(4)	2	(9)	5	(26)
商 業 科	1	(5)	1	(6)	1	(4)	3	(8)	6	(23)
家 庭 科			1	(4)	1	(1)	1	(1)	3	(6)
総 合 学 科	1	(4)	1	(4)	1	(3)	1	(3)	4	(14)
合 計	6	(30)	10	(58)	8	(29)	14	(51)	※2 38	(168)

※1 普通科には理数科を含んでいる。

※2 複数学科を併置している高校が2校あるため、実際の学校数は36校である。

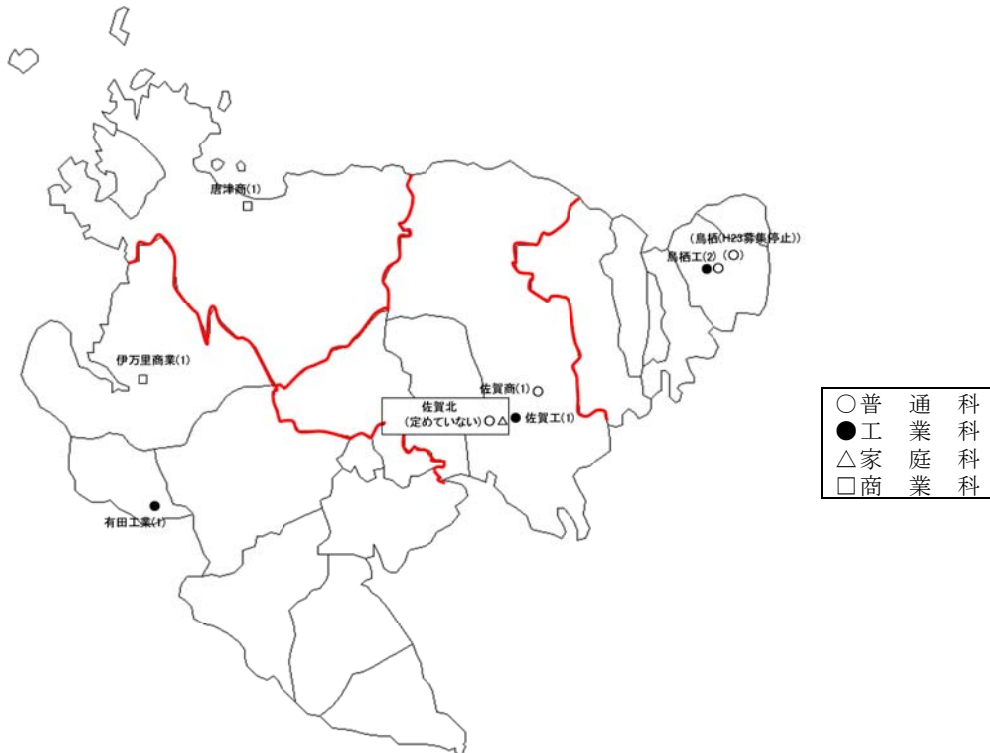
(2) 定時制・通信制課程

○ 定時制課程は、中部学区・西部学区にそれぞれ2校、東部学区・北部学区にそれぞれ1校配置されており、すべて全日制課程の高等学校に併設されている。

また、通信制課程は、中部学区の佐賀北高等学校に併設されている。

○ 全国の定時制課程、通信制課程の在籍者数は、微増傾向だが、本県では減少傾向にある。

【参考】平成23年度県立高等学校の通学区域と配置（（ ）の数字は募集学級数）



平成23年度 大学科別 学校数・学級数一覧（定時制・通信制）

		東 部		中 部		北 部		西 部		合 計	
		学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
定時制	普通科	1	(1)	1	(1)					2	(2)
	工業科	1	(1)	1	(1)			1	(1)	3	(3)
	商業科					1	(1)	1	(1)	2	(2)
	合 計	2	(2)	2	(2)	1	(1)	2	(2)	※7	(7)
通信制	普通科			1						1	
	被服科			1						1	
	合 計			2						※2	

※複数学科を併置している高校があるため、H23に募集を行った実際の定時制の学校数は6校、通信制は1校である。

Ⅱ 再編整備審議会答申及び再編整備第一次実施計画・第二次実施計画

1 再編整備審議会答申

- 本県の中学校卒業生数の減少を背景として、平成13年4月に、佐賀県県立高等学校再編整備審議会（以下「再編整備審議会」という。）が設置され、生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について審議が行われた。
- 同審議会では、「県立高等学校の適正規模、統合基準等の設定」及び「新しいタイプの学校を含めた県立高等学校の適正配置等」について審議を重ね、平成14年2月に答申「生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について」を行った。

2 再編整備第一次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況

- 再編整備審議会の答申を受け、県教育委員会に「県立高等学校再編整備推進本部」が設置され、長期的・全県的視点に立った再編整備の実施計画について検討が行われた。

平成14年10月には、「佐賀県立高等学校再編整備第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）が公表され、平成14年度から平成23年度までの10年間にわたる再編整備の実施計画が示された。主な内容は、生徒減少期に対応した高等学校の再編統合、中高一貫教育校の設置、定通併置校の設置であった。

- 第一次実施計画公表後、県議会の決議や県民の意見等を受けて、さらに検討が重ねられ、当初の計画が一部変更され、平成17年2月に「専門高校等の再編計画」（以下「専門高校等再編計画」という。）が公表された。

平成23年度までに、実施年度の変更はあるものの中高一貫教育校の設置など実施計画どおりに終了した学校が5校、延期又は引き続き検討となった学校が4校、計画を見直した学校が1校となっている。（ただし、学校数は再編又は改編実施後の数である。）

詳細については、以下の〈参考〉のとおりである。

〈参考〉

- 全日制普通科高校の再編等
 - ① 普通科高校の再編
 - ・ 東松浦高等学校及び唐津北高等学校
(第一次計画) 平成16年度に新高等学校開校
(実 施) 平成17年度に唐津青翔高等学校開校
 - ・ 武雄高等学校及び武雄青陵高等学校
(第一次計画) 平成18年度に新高等学校開校

(実 施) 平成 19 年度に新設武雄高等学校開校

② 中高一貫教育の導入

- ・ 唐津東高等学校 (第一次計画) 平成 18 年度に導入
(実 施) 計画どおり導入
- ・ 鳥栖高等学校 (第一次計画) 平成 19 年度に導入
(実 施) 計画どおり導入
- ・ 武雄高等学校 (第一次計画) 平成 18 年度に導入
(実 施) 平成 19 年度に導入

○ 全日制専門高等学校の再編

- ・ 伊万里商業高等学校及び伊万里農林高等学校
(第一次計画) 平成 17 年度に新高等学校開校
(専門高校等再編計画) 平成 22 年度に新高等学校開校 (5 年間延期)
※ 平成 20 年 3 月に再び延期を決定
- ・ 佐賀農業高等学校及び杵島商業高等学校
(第一次計画) 平成 19 年度に新高等学校開校
(専門高校等再編計画) 平成 23 年度に新高等学校開校 (4 年間延期)
※ 平成 20 年 10 月に再び延期を決定
- ・ 高志館高等学校及び牛津高等学校
(第一次計画) 平成 19 年度に新高等学校開校
(専門高校等再編計画) 当面、両校を存続させる
※ 再編計画の見直し

○ 定時制・通信制課程の再編

① 定通併置校の設置

- ・ 鳥栖高等学校定時制、佐賀商業高等学校定時制及び佐賀北高等学校通信制
(第一次計画) 平成 21 年度に新高等学校開校
(通信制は平成 20 年度)
(専門高校等再編計画) 設置場所を含め、今後、引き続き検討

② 定時制高等学校の再編

- ・ 唐津商業高等学校定時制及び伊万里商業高等学校定時制
(第一次計画) 平成 21 年度に新高等学校開校
※ 両校の生徒数の状況を注視していくこととし、引き続きの検討課題とする。

3 再編整備第二次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況

- 「佐賀県立高等学校再編整備第二次実施計画」は、平成20年3月の素案公表、同年11月の計画案公表を経て、平成21年3月に、太良高等学校改編と鳥栖地区定時制高等学校の再編を内容とする計画として公表され、平成23年度から実施されている。同計画については、公表までの間に、地元市町等への説明、地元市町等の意見を踏まえた計画案の策定、パブリックコメント手続などが行われている。
- 太良高等学校については、「多様な学びのできる全日制高等学校(普通科)」のモデル校として、これまで同校が果たしてきた役割を引き継ぐとともに、既存の全日制高等学校では十分に対応できていない、不登校経験や発達障害のある生徒及び高等学校中途退学者で、全日制高等学校で学ぶ意欲と能力ある生徒に対しても教育機会を拡大する高等学校に改編された。
- 鳥栖地区定時制高等学校については、学校の活性化と指導の充実を図るため、鳥栖高等学校定時制(普通科)と鳥栖工業高等学校定時制(機械・電気科)を統合し、鳥栖工業高等学校定時制とされた。同校の定時制は、本県では初めての複数学科併置(普通科・工業科)の高等学校となった。

Ⅲ 生徒減少期に対応した県立高等学校再編の基本的な考え方

1 生徒減少期に向けた対応の必要性

- 長期にわたる生徒減少に対して、本県においては、募集定員の減及び高等学校の再編統合により対応がなされてきたが、今後も生徒減少は継続することから、各高等学校の小規模化が更に進むことが見込まれる。
- 平成 23 年度の募集定員では、全日制県立高等学校 36 校のうち、1 学年 80 人（2 学級）の高等学校が 1 校、120 人（3 学級）の高等学校が 9 校となっている。
- 県教育委員会では、小規模校における学校運営や効果的な教育活動、学校の活力維持などに資することを目的として、平成 21 年度からワーキンググループ会議を設置し、1 学年 120 人（3 学級）の高等学校の教育効果についての検証が行われている。
- 現在のところ、1 学年 120 人（3 学級）の専門高校においては、単独で高等学校を維持することが困難であるとの報告はないが、これ以上の小規模化が進めば、生徒たちは適度な切磋琢磨の中で自我を作り上げていく機会が限られ、教育課程の編成や教員の相互研修による教育活動が限定的となり、能力・適性、興味・関心、進路等に対応した多様で弾力的な教育が受けにくくなることが懸念される。
- また、少子化が進む一方で、科学技術の発達をはじめ、グローバル化、高度情報化やこれらに伴う産業構造の変化など、教育を取り巻く社会情勢が変化する中、高等学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等において、多様化する生徒への対応がこれまで以上に求められている状況にある。
- このようなことから、本審議会においては、長期的・全県的な視野に立って、教育の質的充実を図り、県立高等学校の活性化を促進する観点から、県立高等学校の望ましい規模や適正配置等について検討する必要があると考える。また、通学区域の設定については、県立高等学校の配置と関わりがあるとの認識に立ち、この審議会で併せて検討を行う必要がある。
- また、再編整備の検討を行うに当たっては、平成 30 年度から平成 33 年度にかけて中学校卒業者が大きく減少し、その後しばらく安定する状況が見込まれることから、平成 33 年度を 1 つの目安として検討することが望ましい。

2 県立高等学校の望ましい規模と再編基準

(1) 県立高等学校の望ましい規模

- 公立高等学校の望ましい規模については、国における明確な基準はないが、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第4条において、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない」と示されている。
- 平成13年度に設置された再編整備審議会では、県内外の教育事情の調査や、中学生、高校生及びその保護者へのアンケート調査結果などを踏まえて、本県の県立高等学校全日制課程の適正規模は、1学年4学級～8学級（160人～320人）とされている。
- また、平成24年1月現在、各都道府県教育委員会が公表している資料によると、45都道府県において、高等学校の望ましい規模又は適正規模等が示されており、その規模を「1学年160人～320人（4～8学級）」とするのが30道県と最も多く、次いで「1学年240人～320人（6～8学級）」としているのが7県である。
- 本審議会においては、本県の県立高等学校の望ましい規模について、再編整備審議会の答申を踏まえるとともに、他の都道府県の現状や本県の小規模校における教育活動の検証結果などを参考に審議を重ねてきた。
- その結果、本県の県立高等学校の望ましい規模については、次のように考える。

本県の県立高等学校全日制課程の望ましい規模は、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会活動の円滑な運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、1学年160人～320人（4学級から8学級）とすることが望ましい。

ただし、1学年120人（3学級）を当面維持できる見込の学校であって、生徒や保護者のニーズを踏まえながら、取組を重点化するなどの工夫により、望ましい規模の学校と概ね同等の教育効果が期待されるものについては、単独校としての存続を含めて柔軟に検討することが望ましい。

(2) 県立高等学校の再編基準

- 本県の県立高等学校（全日制課程）は、平成 23 年度現在、36 校あり、第 1 学年の募集定員の総数は 6,720 人（168 学級）であることから、1 校平均の学級数は 4.7 学級である。これは、平成 13 年度の 5.8 学級と比べると 1 学級以上の減となっている。
- 更に生徒減少が進むと見込まれる平成 33 年度の募集定員の総数は、5,560 人（139 学級）となる見込であり、現在の高等学校数を維持した場合、1 学年の平均学級数は 3.9 学級となり、更に小規模化する。
- このようなことから、今後とも望ましい学校規模を維持し、高等学校教育の質的充実を図るためには、県立高等学校の再編整備を進める必要があり、そのための再編基準を明確にする必要がある。
- 平成 24 年 1 月現在の各都道府県教育委員会が公表している資料によると、38 道県で募集定員による再編基準を定めており、その中でも「1 学年 80 人（2 学級）を維持できなくなったら再編する」とするのが 18 県と最も多く、次いで「1 学年 160 人（4 学級）を維持できなくなったら再編する」としているのが 10 県である。
- また、募集定員による再編基準を定める一方で、「生徒及び保護者、地域の実情などを反映して柔軟に対応する」としている道県が多く、全国的に見ると、再編基準に達していない小規模の高等学校でも単独校として維持されている現状がある。
- これらを踏まえ、本県の県立高等学校の再編基準については、次のように考える。

次のいずれかに該当する場合は、再編の対象校として検討することが望ましい。

- ① 1 学年 120 人（3 学級）の高等学校で、学校規模に由来する課題により、必要な教育活動を維持することが困難であると見込まれる場合
 - ② 1 学年 120 人（3 学級）の高等学校で、近い将来、定員を維持することが困難となることを見込まれる場合
- この場合においても、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- ・ 特色ある教育の展開等により県全体の教育効果を高めることが期待される場合
 - ・ 地理的条件や交通事情により、生徒の教育に支障が出る懸念される場合

3 県立高等学校の適正配置

- 本県の県立高等学校については、教育の機会均等に加え、高校教育の質的水準の維持・向上の観点から、県内各地区の中学校卒業者の推移、学科のバランス、地域のニーズ及び生徒・保護者の希望を踏まえ、全県的な視野に立って、学校、学科を適正に配置する必要があると考える。
- 各学科の在り方（活性化方策）については、今後審議し、その審議結果を踏まえ、答申において述べることとする。

4 県立高等学校の通学区域

(1) 再編整備審議会答申後の通学区域について

- 隣接学区から入学を許可される割合については、再編整備審議会答申時においては、当該高等学校の募集定員の7%を超えないものとされていたが、同答申を受け、平成14年度から20%に拡大された。
- また、隣接学区に限っていた20%の入学枠は、平成24年度から、隣接以外の学区にも適用されるようになり、生徒や保護者の学校選択幅の拡大が図られている。

(2) 通学区域検討の必要性

- 普通科の高等学校については、学区外の高等学校への入学に制限があることから、今後、高等学校の再編整備が進んだ場合、学区によっては普通科の学校選択幅が狭まることが考えられる。
- また、個々の生徒が個性と能力を十分に伸ばすことができるようにするためには、学校選択幅の一層の拡大が必要である。
- 通学区域に係る全国の状況は、既存の複数学区の統合によって学区数の削減を行ったり、学区を設けず全県1学区としたりするなど、学区を拡大する動きが広まっている。

平成21年8月の全日制高等学校の通学区域に関する調査（栃木県教育委員会調査）では、47都道府県のうち全県1学区が20都県、学区を設定しているのが27道府県であった。その後、平成22年度に宮城県が全県1学区に変更しており、現在は、全県1学区が21都県となっている。

また、学区数の削減を行っている県においては、例えば、熊本県では8学区を3学区に（平成22年度）、鹿児島県では12学区を7学区に（平成23年度）に、それぞれ再編成している。

- このような状況を踏まえ、普通科の通学区域については、次のように考える。

生徒減少が見込まれる中、多様な能力、適性、進路志望を持った生徒が、個々のニーズに合った高等学校を選択できるよう、生徒や保護者の学校選択幅の拡大を進める観点から、普通科高等学校の通学区域については、全県一学区（通学区域の撤廃）も視野に入れて、拡大する方向で検討することが望ましい。